

政策 1 安全対策の推進

目 的

- 様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取り組みや交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。

県内の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、犯罪の内容は悪質・巧妙化しています。

交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高いものとなっています。

消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。

BSE 問題、食品の産地や品質、賞味期限などの偽装表示及び残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。

県民との協働による地域防犯活動や交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。

トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。

生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
犯罪率	8.2 件 / 千人	➡	7.2 件 / 千人
交通事故年間死者数	42 人		40 人以下
日頃から地震など災害への備えに取り組んでいる人の割合	19.7%		35%
自主防災組織率	37.5%		50%

人口千人当たりの刑法犯認知件数です。

交通事故発生から 24 時間以内に死亡した年間の死者数です。

「県政世論調査」で「日頃から地震などの災害への備えに取り組んでいる」と答えた人の割合です。

自主防災組織が組織されている地域の世帯数の総世帯数に占める割合です。

県が実施する施策

危機管理体制の充実・強化	・・・	P-152-
消防防災対策の推進	・・・	P-154-
原子力安全・防災対策の充実	・・・	P-156-
治安対策の推進	・・・	P-158-
交通安全対策の推進	・・・	P-160-
消費者対策の推進	・・・	P-162-
災害に強い県土づくり	・・・	P-164-
食の安全の確保	・・・	P-166-

県民の皆さまへ

普段から、災害が起きた場合の避難場所や行動の仕方などについて家族や自治会で話し合っておきましょう。

一人ひとりが交通ルール・マナーを遵守し、地域ぐるみで交通弱者である子どもや高齢者等を交通事故から守りましょう。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、一人ひとりが「自分たちの地域は自分で守る」という意識を持ち、地域ぐるみで防犯活動に取り組みましょう。

消費者被害に巻き込まれないよう、お互いに声を掛け合いましょう。

〔取組み事例〕

【地域におけるボランティア団体の活動】

島根県内では、300を超える防犯ボランティア団体が結成され、安全で安心なまちづくりに向けた取組みが進められています。特に、出雲市においては、40の団体により「出雲地区防犯ボランティア連合会」が設立され、青パト（青色回転灯を装着した車両）による登下校時のパトロール、沿岸地区での週末深夜パトロール、青パトの導入研修会や青色防犯灯普及に向けた活動などを行っています。

また、「出雲市総合ボランティアセンター運営委員会」では、災害時におけるボランティアマニュアルを出雲市社会福祉協議会などとともに作成し、被災者支援活動の普及に向けた活動を行っています。

【食の安全を確保する取組み】

島根県養鶏協会は、鶏卵の生産・流通過程をインターネットでチェックできる鶏卵トレーサビリティを導入しています。店頭表示している二次元バーコードを使い、携帯電話では生産者の名前や住所などを調べることができ、また、インターネット上では鶏種や鶏舎構造、飼料、衛生管理などの詳しい生産者情報を確認することができます。

政策 2 健康づくりと福祉の充実

目 的

全ての県民が生涯にわたって健康で、必要とする医療や保健・福祉サービスを適切に受けることができ、地域で安心して暮らせる社会を目指します。

現 状 と 課 題

子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。

高齢化の進展に伴い、介護保険制度や医療保険制度の安定した運営や、認知症等のように様々な分野からの支援が必要な高齢者を支える仕組みづくりが課題となっています。

人口減少・少子高齢社会の進展により、地域社会のマンパワーが今後一層不足し、従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 み の 方 向

県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環境づくりを進めます。

高齢者が元気で生活できるよう介護予防の取り組みを進めるとともに、支援が必要になったときには、適切な介護・福祉サービスが受けられるような仕組み・環境づくりを進めます。

障害や障害者に対する正しい理解を進めるとともに、障害者の自立に向けて、地域生活への移行や就労のために必要な支援を行います。

県民が必要なときに、必要な福祉サービスや支援を受けることができる体制づくりや地域でお互いに支え合う地域福祉を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
平均寿命	男性 78.5 歳	➡	男性 79.2 歳
	女性 86.6 歳		女性 86.9 歳
介護を要しない高齢者の割合	86.2%		85%

0歳児が平均して何年生きられるかをあらわしたものを平均寿命といいます。健康づくりやがん予防対策など様々な取り組みを行うことで、直近（平成17年）の本県の平均寿命（男子78.5歳、全国29位・女性86.6歳、全国2位）を男子79.2歳（全国10位）、女性86.9歳（全国1位）に延ばすことを目指します。

高齢化の進展に伴い増加することが見込まれる介護が必要な高齢者（要介護1～5）の割合を現状程度に維持することを目指します。

県が実施する施策

健康づくりの推進	・・・	P-168-
地域福祉の推進	・・・	P-170-
高齢者福祉の推進	・・・	P-172-
障害者の自立支援	・・・	P-174-
生活衛生の充実	・・・	P-176-
生活援護の確保	・・・	P-178-

県民の皆さまへ

生涯にわたって健康でいきいきと生活するため、日頃から栄養、運動、休養など、バランスのとれた生活を積極的に心がけましょう。

年1回は健康診断を受けて健康状態を確認し、生活習慣を改善していきましょう。高齢者の方々が、日々、元気で健やかに過ごされることは、地域社会を支える力になります。元気な高齢者の方々が、地域社会の担い手として、活躍していただけることを期待しています。

それぞれのお住まいの地域で、日頃から、あいさつを交わし、声を掛け合い、必要なときは助け合うようなつながりを築き、地域で暮らしていく上での問題やその解決を話し合っていくなど、住民の皆さんが自ら住みよい地域づくりに取り組むことが大切です。

〔取組み事例〕

【障害者の自立支援】

NPO 法人「プロジェクトゆうあい」は、主に松江市において、ユニバーサルデザイン啓発のためのビデオ作成、視覚障害者のための音声案内システム「てくてくラジオ」や「触覚ディスプレイ」の普及活動のほか、まちのバリアフリー情報の提供などを行っています。

【命を尊ぶ高齢者福祉】

NPO 法人「なごみの里」は、知夫村において、多くのボランティアの協力を得ながら、寝たきりの高齢者の介護や買い物の代行等、様々な高齢者の支援や、精神障害者向けのミニデイサービスなどの福祉活動のほか、命の尊さを伝える啓発活動などを展開しています。

政策 3 医療の確保

目 的

すべての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な医療を提供できる体制を整備します。

現 状 と 課 題

離島や中山間地域では無医地区があるなど、医師の地域偏在が著しくなっています。また、産婦人科、小児科など特定の診療科の医師が不足するなど、地域医療の拠点となっている中核的な病院においても医師不足が深刻化しています。

看護職員についても、不足が見込まれていることに加え、県内で養成した人材が県外へ流出している状況もあり、不足に一層拍車がかかっています。

死亡原因の第1位であるがんに対する総合的な対策として、平成18年には、がん医療水準の向上等を目指し「島根県がん対策推進条例」が制定されました。

取 組 み の 方 向

医療機関の連携強化を一層推進し、総合的な医療提供体制の確保に取り組みます。「即戦力となる医師の確保」と「人材の養成」により医師の確保に取り組みます。看護職員の勤務環境の改善・充実や、養成機関との連携強化などにより看護職員の確保に取り組みます。

県立病院では、県内全域を対象とした救急医療や高度・特殊医療、地域医療支援等を充実し、安全・安心で良質な医療を提供します。

がん医療水準の向上や緩和ケアの推進、患者・家族への支援等、がん対策を総合的に推進します。

成果指標と目標値

成果指標	平成19年度	平成23年度
救急病院数	24病院	現行水準を維持
病院勤務医師の充足率	80%	80%台を確保

救急医療を担当する病院数です。

必要な医師の数に対する、実際に勤務している医師の割合です。

県が実施する施策

医療機能の確保	・・・	P-180-
県立病院における良質な医療提供	・・・	P-182-
医療従事者の養成・確保	・・・	P-184-

県民の皆さまへ

健康や病気のことについて気軽に相談でき、必要があれば病院を紹介してもらえるような「かかりつけ医」を持ちましょう。

県外から医師を確保するためには、県に縁のある医師の情報が必要です。県内勤務の可能性のある医師をご紹介ください。〔情報提供先：医療対策課〕

財団法人島根難病研究所では、がんの早期診断や治療のための医療機器整備を目的とした「がん対策募金」活動を行っています。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〔取組み事例〕

【地域医療確保の取組み】

隠岐病院においては、医師や看護職員が地域の座談会に出かけ病院の取組みについて説明し住民と意見交換を行っています。

また、邑智病院では、病院の今後のあり方を検討する委員会に郡内の住民代表を加えたり住民説明会を開催して、情報の開示や意見の聴取を行っています。

【がん患者サロンの取組み】

島根には、現在 16 カ所のがん患者サロンがあります。がん患者やその家族の人たちが中心となり、患者同士の交流のほか、学習会を開催するなど活動の範囲を広げています。

【地域医療を担う医師の養成】

島根大学では、将来の地域医療を担う医師を養成するため、地域枠推薦入学制度や地域医療実習など様々な取組みを行っており、県としても奨学金制度などで支援をしています。

政策 4 子育て支援の充実

目 的

子育てを地域全体で応援する気運が各地に根付き、安心と喜びをもって子どもを生み育てることができる社会を目指します。

家族や家庭を大切にした働き方が広がるとともに、保育等の子育てに必要な社会環境が整い、子どもの人権を守るための体制が整備された社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

平成 18 年の合計特殊出生率は、1.53 で全国 3 位でしたが、親となる年齢層の減少や未婚・晩婚化等により、今後、出生数の一層の減少が見込まれています。

子育て中の親の負担感、不安感、孤立感が増してきており、また、虐待を受けるなど保護を要する子どもが増加しています。

従業員の子育てに配慮した職場環境づくりに取り組む企業は一部しかなく、仕事と家庭の両立支援の取組みは十分ではありません。

周産期医療体制をはじめとする子育てに必要な医療体制について、多くの県民が不安感をもっています。

取 組 み の 方 向

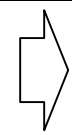
子育てに対する様々な不安や負担の軽減を図るため、地域社会全体が子育て世代を支えていく環境づくりを推進します。

仕事と家庭の両立支援のため、働きながら安心して子育てできる職場環境を整えるとともに、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ等の運営を支援します。

保護が必要な子どもや母子家庭等への自立支援を推進します。

安全で安心なお産ができるよう周産期医療体制を整備します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
住んでいる地域が子育てしやすい環境になっていると感じる人の割合	56%		65%

「県政世論調査」で地域の子育て環境（職場、地域、行政サービスの視点で）について「(子育てしやすいと)思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合です。

県が実施する施策

子育て環境の充実	・・・	P-186-
子育て福祉の充実	・・・	P-188-
母子保健の推進	・・・	P-190-

県民の皆さまへ

妊娠中の方は、妊婦健診等行政の支援サービスの利用により健康管理に努めるとともに、それぞれの医療機関の役割を理解して安心安全なお産を迎えてください。日頃から健康や病気のことを相談できる、子どもの「かかりつけ医」を持ちましょう。

子育て家庭を社会全体で支えるとともに、結婚や家族を持つ希望が実現できるよう応援する地域づくりを進めましょう。

行政や民間団体が提供する子育て支援サービスを利用し、子育ての負担感・不安感を軽減するとともに、子育て家庭同士の交流を拡げましょう。

育児休業の取得や子育てに対応した勤務の配慮など、働きながら安心して子育てができる就業環境づくりを進めましょう。

児童虐待防止への関心と理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つようみんなで守り、援助が必要な子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わりましょう。

〔取組み事例〕

【思春期の子どもに関する専門相談事業】

日本助産師会鳥根県支部では、思春期の子どもやその保護者を対象として性に関する専門電話相談や、保育所や学校に出向き性の学習「誕生日ってなあに」を開催し、正しい知識の普及や、命の大切さについて啓発しています。また、子育て中の保護者の支援として24時間電話相談を行い子育て不安の軽減に役立っています。

【子育て子育て支援】

NPO法人「しまね子どもセンター」では、県内各地で乳幼児の五感を育み、親子でリフレッシュできる野外遊びの企画や、遊び場サポーターの養成、子どもの発達段階に応じた芸術文化体験の企画提供を行うほか、子育て子育て支援のネットワークづくりなど、幅広い活動を展開しています。

【仕事と家庭の両立支援】

県内では、仕事と子育ての両立を応援する企業が増えつつあります。子育て中の社員の就業時間の短縮や始業・終業時間を調整できるフレックスタイム、子どもが病気になった時のための看護休暇、保育料への支援等の制度を設けて、子育てに配慮した職場環境づくりに取り組んでいます。

政策 5 生活基盤の維持・確保

目的

医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能が、地域の実情に即した様々な仕組みやサービス提供形態によって維持・確保できる社会を目指します。
道路網や下水道等が整備され、子育て家族や高齢者にも住みやすい生活環境の確保を図ります。

現状と課題

中山間地域においては、人口減少と高齢化により地域の担い手が不足するなど、地域社会の機能が低下し、維持が困難となっている集落や消滅のおそれがある集落も出現しています。
中心市街地の空洞化等により自家用車を利用できない高齢者の生活に支障が生じるなど、都市部においても問題が生じています。
通学、通院、買い物等を支える地域生活交通を確保する必要があります。
快適な居住環境に不可欠な污水处理施設の整備は、全国に比べ大きく遅れています。

取組みの方向


中山間地域を中心として、地域社会の機能の維持・回復を図るために、多様な主体による地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを進めます。

都市構造の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。

公共交通機関の運行維持を図るとともに、地域が担う多様な輸送サービスにより、通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。

日常生活を支える道路や、污水处理施設、良質な居住環境などの整備を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
生活圏中心都市への 1 時間アクセス圏域	71.5%		72.4%
污水处理人口普及率	63.9%		72%

生活中心都市へ 1 時間以内に行ける地域の面積の割合です。

污水处理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。

県が実施する施策

道路網の整備と維持管理	・・・	P-192-
地域生活交通の確保	・・・	P-194-
IT活用の推進	・・・	P-196-
都市・農山漁村空間の保全・整備	・・・	P-198-
居住環境づくり	・・・	P-200-
地域コミュニティの維持・再生	・・・	P-202-

県民の皆さまへ

地域社会の機能を維持・確保するため、農林地の保全や独居高齢者の安否確認等の地域が抱える課題の解決や地域活性化に向けた都市住民との交流事業や特産品の開発などの取組みに参加してください。

バスや鉄道など公共交通機関の維持のためには、住民が自ら利用することが何より大切です。みんなで利用しましょう。

〔取組み事例〕

【一畑電車と沿線の活性化運動】

NPO法人「菜の花鉄道をつくる会」では、一畑電車沿線を菜の花で彩り、電車利用客の増加と地域の活性化につなげようと、沿線住民や一畑電鉄職員とともに休耕田に種をまき、毎年春には「菜の花鉄道まつり」を開催しています。

【移動が困難な方への輸送サービスの提供】

雲南市大東町には、福祉車両を所有するタクシー会社がないため、身体障害者や要介護者等が、病院等へ通う際の移動が困難でした。NPO法人「ほっと大東」は、車いす対応車両等を用いて、これらの人々に対して有償で病院の送り迎えなどを行っています。

このほか、松江市、浜田市、安来市においても、NPO法人が同様の輸送サービスを行っています。

【ボランティアによる道路の清掃・美化活動】

県内各地において300を超える団体が、「ハートフルロードしまね(島根県道路愛護ボランティア制度)」を利用して、県が管理する道路の清掃や緑化、草刈りなどのボランティア活動に取り組んでいます。邑南町の道路愛護団体「馬野原夢街道」は、道路沿いにサルビアやマリーゴールドなど四季折々の花を植え、道行く人たちの目を楽しませています。

基本目標

安心して暮らせるしまね
(施策26本)

施策 II-1-1	危機管理体制の充実・強化
--------------	--------------

目 的

テロ事件や新興感染症などの予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

米国で発生した同時多発テロ（平成 13 年）などのテロ・ゲリラ事件や北朝鮮によるミサイル発射、地下核実験（平成 18 年）などの予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。

平成 15 年以降、中国広東省などにおいて発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)は、瞬く間に世界規模で感染が拡大し、社会生活にも大きく影響を及ぼしました。また、鳥インフルエンザ（H5N1）の世界的な流行、散発的なヒトの感染発生の継続から、ヒト-ヒト感染を起こす新型インフルエンザの出現が強く懸念されています。

県では、様々な事案に迅速かつ的確に対応するため危機管理対策本部を設置し、庁内全体で情報を共有し応急対策を実施することとしています。また、武力攻撃やテロ攻撃などから県民の生命・身体・財産を守るため、平成 18 年に策定した「鳥根県国民保護計画」に基づき県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処を行うこととしています。

各分野におけるシミュレーション訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、危機管理体制を充実・強化していく必要があります。

取 組 み の 方 向

武力攻撃事態などにおける、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する対応力を高めるため、「鳥根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などを着実に実施します。

感染症医療提供体制の整備や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
事案認知から第 1 回会議開催までの時間	3 時間	→	3 時間以内

事案発生の第一通報を受け、調査等の情報収集により危機管理事案として認定し、1 回目の危機管理連絡会議を開催するまでの対応時間です。消防防災課職員が登庁するまでの時間が 30 分以内、関係課職員が登庁するまでの時間が 1 時間以内、事案に関する情報収集及び対応の検討、危機管理対策本部会議等の開催準備のための時間を最大 2 時間とし、併せて 3 時間以内の開催を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
危機管理対策事業 〔担当課〕消防防災課	災害対策基本法に定める災害以外の危機事案に対して、県民の保護を目的として迅速な初動体制の立ち上げ、応急対策の実施を行います。
テロ等突発事案対策事業 〔担当課〕警察本部警備部	テロリスト等の侵入を水際で防止するため、広報活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、沿岸部における不審事案を早期に認知する態勢を確立します。万一、テロ等の突発的な重大事案が発生した場合に備え、実戦的な訓練を反復実施します。
感染症の医療体制整備事業 〔担当課〕薬事衛生課	多種多様な感染症に備えるための指定医療機関の体制整備と検査機器や防護服等の整備、関係職員に対する研修を行います。

施策 II-1-2	消防防災対策の推進
--------------	-----------

目 的

防災関係機関等の連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、大規模火災・事故等の災害の発生時の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

島根県は、急峻な中山間地域が 80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。

県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、警戒・避難に必要な情報提供、消防団の活性化や自主防災組織等の育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備に取り組むことが必要です。

災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難対策の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。

平成 18 年 7 月豪雨を契機として、島根県は、市町村が行う高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援体制整備の推進のために、ガイドラインを作成しました。

火災の予防・消火、救急救助など迅速な対応、消防体制の広域化と体制の強化が課題となっています。

災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。

取 組 み の 方 向

防災訓練の実施、緊急物資の整備、常備消防の体制強化と広域化、市町村消防団の活性化により、防災関係機関の災害対応能力を充実強化します。

自主防災組織の育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。

土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、新水防システムの開発を進め、警戒避難体制を整備します。

住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組めます。

市町村における「災害時要援護者避難支援対策」の取り組みが進むよう、市町村や民生委員、市町村社会福祉協議会などへの働きかけを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
事案認知から第 1 回会議開催までの時間	60 分	→	60 分以内
公共建築物の耐震化率	61%		81%
土砂災害警戒区域の指定箇所数	11,637 箇所		30,000 箇所

災害情報等の認知から 1 回目の災害対策本部会議開催までの対応時間です。消防防災課職員が登

庁するまでの時間を 30 分以内、情報収集や会議開催準備の時間を 30 分以内、一方、関係職員の登庁時間は 60 分以内として、併せて 60 分以内の開催を目指します。

多数の者が利用する公共建築物（県庁、市町村役場、小・中学校、体育館、公営住宅等）の耐震化対策の進捗状況です。「島根県建築物耐震改修促進計画」における公共建築物の耐震化率の目標値（平成 27 年度末 95%）から目標値を設定しました。

土砂災害のおそれのある土地を明らかにし、市町村が行うハザードマップ（災害危険箇所、情報の伝達方法、避難場所などを記載したもの）作成の支援などを目的として指定する区域です。21 市町村の全てで警戒区域の指定を完了することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
災害警備体制強化事業 〔担当課〕警察本部警備部	あらゆる災害現場を想定した実戦的訓練や自衛隊及び消防等防災関係機関との合同訓練を実施し、救出・救助技能の向上と連携態勢を強化します。
震災、風水害等災害対策事業 〔担当課〕消防防災課	地震や風水害などが発生したときに被害を最大限未然に防げるよう防災訓練や自主防災組織の育成支援などを実施するとともに、被害が発生した場合においても迅速、適切な対応により被害の軽減や被災者への支援を行います。
防災情報システム整備事業 〔担当課〕消防防災課	防災関係機関が、的確な情報連絡体制の確立と防災情報の共有化を図れるようシステムを整備し、災害の未然防止や拡大防止を行います。
豪雨災害対策緊急事業 〔担当課〕河川課	洪水時における避難行動が迅速かつ適切に行えるよう水防情報の発信や周知方法を分かり易いものとし、また想定氾濫区域の指定、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行います。
土砂災害防止対策の推進に関する事務 〔担当課〕砂防課	土砂災害のおそれのある土地の情報、雨量情報、土砂災害危険度情報などを市町村や住民に提供し、土砂災害から県民を守る取組みを支援します。
建築物等地震対策促進事業 〔担当課〕建築住宅課	大規模地震から県民の生命と財産を守るため、平成 19 年 2 月に作成した島根県建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など建築物の耐震化に向けた施策を総合的に推進します。

施策 II-1-3	原子力安全・防災対策の充実
--------------	---------------

目 的

原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

現 状 と 課 題

新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、島根原子力発電所の耐震安全性の確保等が重要な問題となっています。

松江市に立地する島根原子力発電所の周辺地域住民の安全を確保するため、「安全協定」を厳正に運用し、環境放射線監視や発電所の運転状況等の把握やその情報提供に努めています。

原子力について県民が正しく理解できるよう、また、県民の安心感と信頼感が得られるよう住民に正確な情報提供を行うことが重要です。

原子力防災設備の整備や防災業務関係者が専門知識を習得することにより、原子力発電所に対する安全確認などの取組みを充実・強化することが必要です。

万一の原子力災害時における迅速で実効的な防災業務や住民の避難行動等について正しく理解してもらうため、原子力災害に備えた住民参加の訓練を実施していく必要があります。

取 組 み の 方 向

島根原子力発電所の環境放射線の常時監視、運転状況の把握等により安全確保に努めるとともに、県の安全対策、原子力発電に関する知識の普及啓発、情報の提示等を行います。

最新機器の整備により環境放射線監視体制を充実し、監視データをリアルタイムで広く情報提供する環境放射線情報システムの充実・高度化を図り、監視体制の充実に努めます。

原子力について、広報誌、インターネットや原子力関連施設見学会など身近できめ細かな広報活動を積極的に行います。

原子力防災設備の整備を行い、防災業務関係者の知識及び技術習得の向上等により原子力防災体制を充実させるとともに、毎年原子力防災訓練を実施します。

島根原子力発電所の自衛消防体制や耐震安全性評価について、中国電力の対応や国の監督状況を注視しながら、適切な対応に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	⇒	平成 23 年度
島根原子力発電所に起因する周辺の放射線量	年間 0.05 ミリシーベルト以下		年間 0.05 ミリシーベルト以下
原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	86.9%	95%以上	

島根原子力発電所の通常運転時における環境への放射性物質の放出は、少なれば少ないほど望ましいことであることから、原子力発電所を設置し運転するものに、環境への放射性物質の放出をできるだけ少なくする努力を進めさせるための定量的な目標として原子力安全委員会が示した「線量目標値(年間0.05ミリシーベルト)」を目標値として設定しました。

原子力防災訓練に参加した防災業務関係者へのアンケートで訓練の目標や目的の達成について、「できた」「概ねできた」と回答した人の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
原子力安全対策事業 〔担当課〕消防防災課	県民の安全確保に期するため、安全協定による安全確認・連絡調整、環境放射線測定調査、安全対策協議会及び顧問会議の開催、原子力安全対策広報、プルトニウム混合酸化物燃料問題対策などを行ないます。
原子力防災対策事業 〔担当課〕消防防災課	緊急時における災害応急対策を円滑に実施するため、緊急時連絡網・SPEEDIシステムの管理運営、原子力防災資機材の整備・維持管理、原子力防災訓練の実施などを行ないます。
原子力災害時の医療体制整備 〔担当課〕医療対策課	事故発生時に迅速・的確に対応するため、住民等を対象とした放射性物質による汚染検査(スクリーニング)や汚染除去などの被ばく医療活動訓練を実施するとともに、被ばく医療活動に必要な資機材を整備します。

施策 II-1-4	治安対策の推進
--------------	---------

目 的

県民が安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、凶悪化、組織化、国際化する犯罪への対応を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。

現 状 と 課 題

県内の犯罪発生件数は、警察における街頭犯罪抑止対策や防犯ボランティア団体等による防犯活動など、官民一体となった治安対策に取り組んだ結果、平成 16 年から 4 年連続で減少しています。

殺人事件や強盗事件、振り込め詐欺事件の発生など、犯罪の内容が悪質・巧妙化しています。また、子どもや高齢者が被害者となる事件も多発しており、県民に不安を与える犯罪が後を絶たない状況にあります。

犯罪の発生を抑止し、犯罪を検挙する活動を一層推進するとともに、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」等に基づき、県民の自主防犯活動と連携した活動の促進を図るなど、施策の総合的な推進を図る必要があります。また、犯罪被害者等に対する支援の取組みにも期待が高まっています。

取 組 み の 方 向

殺人や強盗などの重要犯罪や振り込め詐欺等知能犯罪の検挙を徹底するため、捜査活動の効率化・高度化を図るほか、県民から広く情報提供を求めるとともに、積極的な犯罪情報の提供を行います。

暴力団等による組織犯罪や来日外国人犯罪の取締りを強化するとともに、関係機関・団体・企業と連携し、平穏な市民生活を脅かす反社会的勢力排除の機運を高めます。

県民の身近で発生する犯罪に対応するため、交番・駐在所の機能を強化し、積極的なパトロールを展開するなど、街頭活動の強化を図るほか、地域安全情報の提供を進めていきます。

安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民による自主防犯活動を積極的に支援するとともに、防犯ボランティア団体の結成及びネットワーク化を促進し、活動を活性化します。また、子どもを犯罪被害から守るため、通学路を中心とした防犯パトロールや防犯教室の開催等、学校・防犯ボランティア団体と連携した安全確保対策を強化します。

犯罪被害者等の権利が尊重され、十分な支援が受けられるよう関係機関・団体等と連携した支援活動を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
犯罪率	8.2 件 / 千人	7.2 件 / 千人

人口千人当たりの刑法犯認知件数（暦年）です。平成 19 年の犯罪率（暫定値）の全国最低値の数値、6.0 件 / 千人を 10 年後の目標とし、現状値から一定の割合で減少すると仮定して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
治安基盤強化事業 〔担当課〕警察本部警務部	治安対策を推進するためには、恒常的に人的、物的及び制度的基盤整備を図ることが必要です。優秀な人材を確保し、教育の充実を図るとともに、装備資機材の整備や業務の見直し・効率化を徹底し、治安基盤の強化を推進します。
<安全・安心なまちづくりの推進> 日本一安全安心まちづくり事業 街頭活動強化事業 交番機能強化事業 子ども安全対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部	身近な犯罪の発生を抑止し、日本一治安の良い地域社会を実現するため、自治体や防犯ボランティア等と連携・協働し、子どもの犯罪被害を防止する活動を推進するとともに、パトロール及び職務質問等の現場活動を強化することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。
犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進 〔担当課〕環境生活総務課	犯罪のない安全で安心な地域社会の実現のため、「普及啓発」や、防犯活動団体等の育成や地域における連携強化のための「ひと・団体・ネットワークづくり」などに取り組み、地域に根ざした安全安心、まちづくり活動の推進を図ります。
サイバー犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部	インターネット上に氾濫する違法・有害情報やサイバー空間を悪用した犯罪から県民を守るため、取締りを推進するとともに、関連事業者との連携、情報セキュリティに関する講習会等の啓発活動を推進します。
凶悪犯罪等対策事業 〔担当課〕警察本部刑事部	凶悪犯罪の犯人を早期に検挙するため、凶悪事件発生時には、現場捜査員の集中運用を図るとともに、現場資料採取等の捜査活動を推進します。
暴力団対策事業 〔担当課〕警察本部刑事部	県内の各種事業所等を対象とし、暴力団等反社会的勢力による犯罪被害を未然に防止するための暴排講習会・講演会等を開催します。また、既存暴排組織等の自主的活動の促進を図るための各種支援活動を推進します。
犯罪被害者対策事業 〔担当課〕警察本部警務部	関係機関と連携して情報提供、カウンセリング、再被害防止のための安全確保及び診断書料の公費負担等の支援活動を実施するとともに、県民に対して犯罪被害者等に対する理解促進を図ります。
警察安全相談事業 〔担当課〕警察本部警務部	警察に寄せられる相談の内容に応じ、的確な指導助言を行うとともに、違法行為者に対して警告・検挙などの措置を講じ、犯罪等による被害を未然に防止し、県民の不安を解消します。

施策 II-1-5	交通安全対策の推進
--------------	-----------

目 的

交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

現 状 と 課 題

県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数とも減少傾向となっています。特に、平成 19 年の死者数は、昭和 33 年以降では最少となりました。今後この減少傾向を定着させていく必要があります。

死亡事故の特徴としては、「高齢者」や「夜間・国道」の割合が高くなっています。特に本県では、運転免許の所有者に対して高齢者が占める割合は、全国一であり、毎年、多くの高齢者が交通事故の犠牲になっています。

交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認など基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を自動車運転者や自転車利用者を含め、県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備など、交通環境の整備が求められています。

取 組 み の 方 向

県民の交通安全意識を高めるため、自動車運転者や自転車利用者を含め、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。

増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、戸別訪問指導など効果的な交通安全教育を推進するとともに、シルバーリーダーの養成などにより、高齢者の交通安全対策を強化します。

夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道 9 号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。

安全快適な歩行のために、「あんしん歩行エリア」や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の新設、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備など、道路交通環境を整備します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
交通事故年間死者数	42 人	40 人以下
交通事故年間死傷者数	3,131 人	2,800 人以下
歩道の整備率	71%	79%

国を挙げて交通事故死者数の減少を目指しており、平成 24 年までに交通事故死者数 5,000 人以下とする政府目標に対応し、県内では、平成 24 年までに死者数 37 人以下を達成する必要があること及び第 8 次鳥根県交通安全計画を基にして、それぞれの目標値を設定しました。数値は暦年（1 月～12 月）です。

県管理道路のうち、歩道が必要な区間 1,340 km に対する整備率です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
交通安全計画策定事業 〔担当課〕交通対策課	交通安全施策を着実に推進していくために、交通安全対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な交通安全計画を定めます。
交通安全推進事業 〔担当課〕交通対策課	交通事故防止に向けて県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
安全な歩行・走行のための道路整備事業 〔担当課〕道路維持課	安全に歩行・走行できるように歩道・自転車道の新設、既設歩道の段差解消を実施します。
交通安全啓発事業 〔担当課〕警察本部交通部	交通安全思想の普及・浸透を図るため、ホームページやテレビ・ラジオ等あらゆる媒体を活用し、交通事故の実態や事故防止のポイントを分かりやすく解説するなど、効果的な広報啓発活動を推進します。
交通安全教育事業 〔担当課〕警察本部交通部	県民の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、幼児から高齢者まで、対象に応じた交通安全教育を推進します。特に、高齢者による事故を防止するため、個別訪問指導等高齢者の交通安全教育を強化します。
運転者対策事業 〔担当課〕警察本部交通部	飲酒運転等交通事故に直結する違反の取締り強化や行政処分の早期執行等によって悪質・危険運転者対策を推進するとともに、更新時講習や処分者講習等の内容を充実させ、優良運転者を育成します。
交通管制システム整備事業 〔担当課〕警察本部交通部	渋滞の軽減等交通の円滑と快適性の向上を図るため、キーインフラである光ビーコンの整備や交通情報提供の充実・高度化など、交通管制システムの整備を促進します。
交通安全施設整備事業 〔担当課〕警察本部交通部	交通事故の防止と交通の円滑を図り、快適な交通環境を実現するため、交通信号機のバリアフリー対策や機能の高度化、見やすく分かりやすい交通規制標識・標示の整備など、交通安全施設の整備を促進します。

施策 II-1-6	消費者対策の推進
--------------	----------

目 的

自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。

現 状 と 課 題

規制緩和や高度情報化の進展、社会経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが登場し消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。

島根県消費者センターが受け付けた相談件数は、減少傾向にあるものの、依然として年間8千件を超えています。苦情相談が多く寄せられる内容では、多重債務の整理方法、ヤミ金融など金融に関するもの、覚えのない有料サイトの料金請求などインターネットを介したものなどがあります。

相談者では、高齢者の割合が増加しています。悪質商法など高齢者が巻き込まれる消費者トラブルを防ぐため、地域全体で見守っていく必要があります。

消費者が一定期間内に一定の商品・サービス契約について無条件解約できる「クーリング・オフ」制度の正しい知識の普及をさらに進めていく必要があります。

県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくるため、事業者の法令遵守、取引の適正化の監視・指導を強化し、県民一人ひとりが必要な知識と判断力を備え、「自立した主体」として消費行動ができるよう支援していくことが求められています。


取 組 み の 方 向

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援します。消費者被害の未然防止、拡大防止のため、情報提供や啓発に努めます。

消費者からの苦情・相談に応じ、助言やあっせんによりトラブルの解決と被害の救済にあたるとともに、身近な相談窓口である市町村の相談機能の充実を支援します。

事業者が適正に商品やサービスを提供するよう指導・監督を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
クーリング・オフ制度を知っている人の割合	66.2%		70%

「県政世論調査」において、クーリング・オフ制度について、「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
消費者自立支援事業 〔担当課〕環境生活総務課 消費生活室	消費者啓発、消費者教育を実施し、自立した消費者の育成に努めます。また、消費者リーダー育成、消費者団体の育成・支援を実施し、地域での消費者啓発活動のリーダー、組織の育成に努めます。
消費者苦情処理事業 〔担当課〕環境生活総務課 消費生活室	商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが生じた場合、消費者の相談に応じ、その解決と被害の救済に当たります。また、市町村の相談体制の充実のため、相談窓口担当者に対する研修会を実施します。 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。
事業者に対する指導・監督事務 〔担当課〕環境生活総務課 消費生活室	景品表示法、特定商取引法、消費生活条例等に基づき、事業者が適正に商品や役務を提供するよう、監視、指導します。
身近な経済犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部	金融事犯、資産形成事犯、特定商取引等事犯、健康に被害を及ぼす薬事・医事関係事犯、食の安全・安心に係る事犯、偽ブランド事犯等、消費者生活に深刻な影響を与える身近な経済犯罪の検挙対策及び被害防止対策を推進します。

施策 II-1-7	災害に強い県土づくり
--------------	------------

目 的

治山治水対策、土石流対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

現 状 と 課 題

島根県は、県土の 80%を急峻な山地が占め、県内一円が特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約 1,030 kmにわたります。このため、集中豪雨や冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策や橋梁補修を重点的に行う必要があります。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。落橋等の大きな被害を防止し、緊急輸送道路としてネットワーク機能を確立するため、橋脚補強や落橋防止の耐震対策を推進します。これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、危険な老朽ため池等の改修工事を計画的に実施します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
洪水から保全される人口	84,900 人	→	86,700 人
土砂災害危険箇所整備率	28.1%		28.9%
道路防災危険箇所整備率	25%		31%
緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率	66%		89%

県管理河川の想定氾濫区域内人口 286,000 人の内、洪水から保全される人口です。平成 23 年度末の整備率を 30.3%として、目標値を設定しました。土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の割合です。これまでの整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。道路の危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の割合です。「島根県地域防災計画」等に基づ

づき、これまでの整備した箇所の実績と今後優先的に整備する箇所を考慮して目標値を設定しました。

地震直後から発生する緊急輸送を実施するために必要な道路において耐震対策を講じる必要のある橋梁数に対し、対策を講じた橋梁の割合です。「島根県地域防災計画」等に基づき、これまでの整備した箇所の実績と今後優先的に整備する箇所を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p><土砂災害防止対策事業> 砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 〔担当課〕砂防課</p>	<p>土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民の生命、人家、耕地、公共施設等を守ることを主目的とし、砂防えん堤や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行います。</p>
<p><斐伊川神戸川治水事業の促進> 志津見ダム・尾原ダム事業促進事業 斐伊川放水路事業促進事業 大橋川改修事業促進事業 〔担当課〕斐伊川神戸川対策課</p>	<p>斐伊川神戸川治水事業（国直轄事業）の促進を図るため、生活再建対策、周辺整備事業を実施します。</p>
<p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり事業> 中小河川の改修事業 ダム建設事業 河川維持管理事業 〔担当課〕河川課</p>	<p>治水対策により、流域住民の洪水や濁水被害の軽減を図るため、中小河川の改修やダム建設などを推進します。</p>
<p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る海づくり事業> 海岸侵食対策事業 海岸維持管理事業 〔担当課〕河川課</p>	<p>砂浜の消失など海岸の侵食が進行し、越波被害も発生していることから、海岸の侵食対策事業を実施し、被害を最小限にとどめます。</p>
<p><道路の事故・災害への対応強化事業> 防災事業 橋梁補修事業 〔担当課〕道路維持課</p>	<p>平成8年度に実施した道路防災総点検により対策が必要な箇所としてリストアップされた危険斜面及び緊急輸送道路網内の橋梁補修の整備を推進します。</p>
<p>地すべり対策事業 〔担当課〕農地整備課</p>	<p>地すべり防止区域内に農地を所有する農家及び区域内に居住する者を対象に、農地及び家屋等の被害を防止することにより安心して営農及び生活できるようにします。 地すべり災害から人命、財産を守るため、対策工事を実施します。</p>
<p>治山事業 〔担当課〕森林整備課</p>	<p>山地災害や地すべり災害から人命、財産を守るため、危険度、保全対象など優先度の高い箇所から順次、土石流対策、山崩れ対策、地すべり対策、海岸保全対策を実施します。</p>

施策 II-1-8	食の安全の確保
--------------	---------

目 的

食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、また、トレーサビリティシステムなどの自主的な安全管理システムの導入の促進により、食品の安全性を確保します。

現 状 と 課 題

産地や賞味期限などの食品の偽装表示、残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全を脅かす様々な案件が発生しており、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっています。

食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進するため、講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行うほか、製造工程の危害分析を行うなど科学的根拠に基づく衛生指導を行う必要があります。

食品関係施設の監視指導、BSE 検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、不適正食品の流通を防止する必要があります。

農林水産品については、生産段階での安全確保とその取組みを消費者自身が確認できる仕組みを構築する必要があります。

消費者が食品に関する知識と理解を深めるために、講習会の開催や情報発信の充実、消費者を含めた関係者の意見交換等を促進する必要があります。

取 組 み の 方 向

県民が安心して食生活を送れるよう、生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組めます。

衛生講習会の開催等により、食品関係事業者の自主管理を促進するとともに、食品関係施設の許可・監視・指導と食品の検査を実施し、食品の不適正な取扱いや不適正食品の流通を防止します。

GAP（農業生産工程管理）の導入、農薬適正使用の推進、ポジティブリスト制度対策の実施、生産マニュアルの作成・普及など生産現場での安全確保に向けた取組みを推進します。

生産者が安全確保のために取り組んだ内容や、具体的な生産履歴を消費者が確認できるようトレーサビリティシステムを普及促進します。

消費者講習会等により食品衛生に関する情報提供を行い、衛生知識等の普及啓発を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
食中毒発生件数	23 件	10 件以下
トレーサビリティ導入事業者数	18 事業者・団体	28 事業者・団体
GAP 手法導入主要産地等数	8 産地	58 産地

一般家庭や飲食店等における1年間の食中毒の発生件数です。全国の発生件数（人口10万対）1.41件を島根県の現人口に対する案件数とし、目標値として設定しました。

トレーサビリティを導入した事業者（事業者で構成する団体、JAの生産部会を含む。）数です。トレーサビリティとは、食品の生産、加工及び流通の各段階の情報を記録して食品の移動を把握することで追跡を可能にする仕組みで、品目によって、地域ぐるみ、事業者、団体などその取組みの様子は様々です。現在までの取組み状況と今後の導入見込み等から目標値を設定しました。より安全な農産物を生産するため、予想される危害リスクの最小化に必要なことをリストにまとめ、実践・チェックし、記録に残す仕組みである「GAP手法」を導入した主要産地等の数です。現在までの取組み状況と今後の産地等での導入見込み等から目標値を設定しました。なお「産地等」とは主にJAの生産部会であり、これに生しいたけの主要生産事業者等を加えたものです。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 〔担当課〕薬事衛生課	食品関係施設の許可・監視・指導、BSE検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、食品の不適正な取扱いの是正や不適正食品の流通を防止します。
食品衛生関係指導・育成事業 〔担当課〕薬事衛生課	衛生講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行い、食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進します。
「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	GAP（農業生産工程管理）手法導入を促進するための啓発普及及び生産者の導入への支援、トレーサビリティシステムの普及・PR及び事業者の導入への支援、ポジティブリスト制度に対する相談窓口の設置・指導や農薬適正使用の確認等を行います。
家畜衛生対策事業 〔担当課〕農畜産振興課	安全・安心な畜産物が生産できるようにするため、家畜の衛生的な飼養管理と畜産物の生産における衛生管理の徹底を指導・推進するとともに適切な獣医療の実施を指導します。
しまねスクスク安心きのこ産地づくり事業 〔担当課〕林業課	椎茸等の生産原材料の調達や生産方法、包装・流通段階での安全性を確保するため、「島根県安心きのこ生産マニュアル」の配布や県の指導により普及・浸透を図り、安心きのこ消費者交流促進やPRで消費者に選ばれる産地を目指します。
水産物衛生・安全対策事業 〔担当課〕水産課	消費者に高品質で安全な水産物を提供するため、衛生管理研修会を開催するとともに、水産物の貝毒検査、ノロウィルス検査、魚病の診断・防疫、水産用医薬品の残留検査の実施及び指導を行います。
食品衛生に関する啓発・情報発信事業 〔担当課〕薬事衛生課	消費者講習会の開催、ホームページ等による情報発信の充実等により、消費者の衛生知識等の普及啓発を図ります。

施策 II-2-1	健康づくりの推進
--------------	----------

目 的

県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。

現 状 と 課 題

幼児期からの食生活や生活習慣の乱れ、壮年期における運動不足や食の偏り、過労、ストレス等に伴って、「脳卒中」、「がん」、「心臓病」、「糖尿病」、「メタボリックシンドローム」等の生活習慣病が増加しています。

壮年期死亡や要介護状態の原因である生活習慣病を予防するため、壮年期の保健対策やたばこ対策、食育、運動推進など、一人ひとりが実践する健康づくりを基本としつつ、それを後押しする環境づくりのために、健康増進事業や医療保険者が行う特定健診・保健指導の円滑な実施や市町村や関係機関・団体等が連携した県民運動の展開を図っていく必要があります。

エイズ（AIDS）や結核などの感染症の予防や、公害等の健康被害者が必要な療養を受けられるよう支援する必要があります。

全国上位にある自殺死亡率を減少させるため、うつ病対策を中心とした取組みを展開してきましたが、今後は、失業、倒産、多重債務といった社会的な要因を踏まえた総合的な取組みを進める必要があります。

取 組 み の 方 向

生活習慣病を予防する県民運動を、「健康づくり」「生きがい活動」「要介護状態の予防」の3つを柱として進めます。

子どもや壮年期の健康を支える「食育」については、フォーラムの開催や食育推進のリーダー・ボランティアの育成、市町村の取組み支援などを推進します。

生活習慣病の予防にあたっては、科学的な根拠に基づき本県の実態を踏まえた取組みの方向性を明らかにし、県民参加の健康づくりを効果的に推進します。

感染症に対する正しい知識の普及を図ります。

企業や医師会等の関係機関・団体と連携し、総合的な自殺対策を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	平成23年度
特定健診受診率		70%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	-	10%

平成20年度から開始されるメタボリックシンドロームを中心とした特定健診の受診率で、国の示した目標値を目指します。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群（腹囲、血圧、血中脂質、血糖が一定の基準を超える人）の減少率で、国の示した目標値を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
健康長寿しまね推進事業 〔担当課〕健康推進課	県民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進めるため、全県・圏域の健康長寿しまね推進会議の関係機関・団体と行政等が中心となって、健康づくり県民運動を展開します。
生活習慣病予防対策事業 〔担当課〕健康推進課	近年増加している生活習慣病を予防するため、働き盛り世代の生活習慣の改善やがん・糖尿病・脳卒中の予防・早期発見、たばこ対策や運動習慣づくりなどを進める取組みを関係機関・団体と連携して総合的に展開します。
感染症予防体制整備推進事業 〔担当課〕薬事衛生課	感染症に関する情報提供を行うことにより予防を促進し、患者に対する適切な医療の提供と早期治療により感染症のまん延を防止します。また、感染症に対する正しい知識の普及を図ります。
食育推進基盤整備事業 〔担当課〕健康推進課	県民が健全な食生活を実践し、心身の健康増進と豊かな人間形成ができるよう、食育推進母体の「食育・食の安全推進協議会」を中心に県民への啓発活動等を実施し、食環境づくりを進めます。
80歳20本の歯推進事業 〔担当課〕健康推進課	健康増進法に基づき、県民の生活の質を確保するため、80歳で20本自分の歯を残す「8020運動」が達成できるよう関係機関と連携して環境づくりを進めます。
精神保健推進事業 〔担当課〕障害者福祉課	速やかな精神医療の導入及び広域かつ専門的な相談体制を確保します。 全国上位にある自殺率低減のため、各圏域において関係機関とのネットワークを構築し、地域における予防対策を検討するとともに、普及啓発を強化します。

施策 II-2-2	地域福祉の推進
--------------	---------

目 的

福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。

現 状 と 課 題

少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。

すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくために、日常的な生活圏域で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していきける仕組みを作っていく必要があります。

このため、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、生活上の様々な相談に対応し、関係機関等との連携によって総合的な支援を行うことができる体制を整備していく必要があります。

また、地域住民や自治会、ボランティアなどの地域活動により、お互いに見守り、声かけしながら、自然に支えあう意識を醸成していくことも必要です。

取 組 み の 方 向

安心して暮らせる地域福祉の仕組みをつくるため、各市町村が進める「地域福祉計画」の策定を支援し、計画に基づく住民参加による総合的な地域福祉の実践を支援します。

住民に身近な地域を単位として、お互いに支え合う地域福祉を推進するため、自治会・区レベルでの福祉リーダーや協働の福祉活動をコーディネートする人材の養成を行います。

民生児童委員の活動については、相談支援を強化します。また、災害時の要援護者避難支援などの新たな課題へ対応するために必要な研修を実施し、民生児童委員個々の活動のレベルアップと民生児童委員協議会としての組織的活動の一層の展開を図ります。

福祉サービスを提供する基盤となる福祉人材の確保や育成、福祉サービスに関する苦情解決の体制、監査等を通じた社会福祉法人等への指導、福祉活動の場の確保などを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
民生児童委員の年間相談 対応件数	92,093 件	→	93,000 件
市町村地域福祉計画の策 定市町村数	8 市町村		21 市町村

県内に配置している 2,277 名の民生児童委員が、県民から様々な相談を受け、支援を行った年間の件数です。平成 19 年末に約 3 分の 1 の委員が改選された中、現状並の相談対応件数の維持を

目指します。

市町村において公民協働の福祉サービスが提供できる体制づくりを進めるための「市町村地域福祉計画」が、全市町村で策定されることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
地域福祉セーフティネット推進事業 〔担当課〕地域福祉課	すべての県民が、住み慣れた地域で生活できるよう、身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けたり、お互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを進めます。
福祉人材確保・育成事業 〔担当課〕地域福祉課	ニーズに対応した質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉事業従事者などの福祉人材の確保やその資質向上を目的とする人材の育成など、福祉サービスの提供基盤を強化します。
福祉サービス利用支援事業 〔担当課〕地域福祉課	判断能力が十分でない人でも安心して暮らせるよう、サービス利用や手当・年金の手続き、通帳預かり、代金支払いなどの日常生活の支援や、福祉サービスに関する苦情解決などを行います。

施策 II-2-3	高齢者福祉の推進
--------------	----------

目 的

高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。

現 状 と 課 題

人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、27.6%（平成 18 年度）で全国 1 位です。平成 12 年度に始まった介護保険制度は、これまでの取組みで、介護サービスの基盤整備が進みましたが、今後は、適切なサービスの提供と安定した制度運営が重要です。

高齢者ができる限り長く元気で生活するために、介護予防の取組みが重要です。認知症高齢者や一人暮らしの高齢者など、様々な分野からの支援が必要な高齢者の増加に対応するため、地域の関係者が連携して、最適なサービスを提供する「地域ケア体制」づくりが求められています。

医療制度改革に対応するため、療養病床の円滑な転換が必要になっています。従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 み の 方 向

介護保険制度の安定した運営を進めるため、市町村に対して、適切な制度運営に向けた支援を行います。

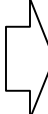
高齢者が元気で安心した生活を送ることができる地域づくりを進めるため、市町村に対して、介護予防の推進と地域ケア体制の構築に向けた支援を行います。

適切な介護サービスの提供を進めるため、介護サービス事業者への支援や指導を行います。

療養病床の円滑な転換を進めるため、地域ケア体制整備構想を踏まえて、相談支援体制を充実します。

地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
介護を要しない高齢者の割合	86.2%		85%
介護サービス事業者の研修会参加率	87.2%		100%

高齢化の進展に伴い増加することが見込まれる介護が必要な高齢者（要介護 1 ～ 5）の割合を現状程度に維持することを目指します。

適切なサービス提供を図るため県が開催する研修会に県内の全事業者が参加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>< 介護保険制度運営・施行支援事業 > 介護保険制度運営支援事業 介護保険制度施行支援事業 〔担当課〕高齡者福祉課</p>	<p>介護保険制度を運営する保険者に対して財政支援や助言を行い、制度の安定した運営を図ります。 介護サービス事業者に対して指導・監査を行い、適正なサービスが提供される体制づくりを進めます。 療養病床の円滑な転換に向けて、相談支援体制を充実します。</p>
<p>高齡者介護予防推進事業 〔担当課〕高齡者福祉課</p>	<p>高齡者ができる限り元気で生活し、安心して生活できる地域づくりを進めるため、介護保険制度を運営する保険者が取り組む介護予防事業や地域包括支援センターの運営に対して、財政支援や助言を行います。</p>
<p>新たな共助の仕組みづくり支援事業 〔担当課〕高齡者福祉課</p>	<p>元気な高齡者が少子高齡社会における地域の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を進めるため、高齡者の元気づくりや地域活動を担う人材の育成、高齡者グループ活動の活性化を支援します。</p>

施策 II-2-4	障害者の自立支援
--------------	----------

目 的

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者が住みたい地域で、障害のない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。

現 状 と 課 題

障害を正しく理解し、共に支え合い生活していく環境づくりに取り組んでいくことが求められています。

障害者自立支援法が施行され、障害種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化され、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備が求められています。

障害者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、住まいの場や働く場を確保する必要があります。

企業へ就職を希望する障害者の新規求職件数のうち約 50%が就職できているのに対し、施設で就労の訓練をしている障害者については、1.3%しか就職できていません。今後は施設等における就労支援を充実する必要があります。

障害者が自立した生活を営むため、施設で就労の訓練等を行う障害者の工賃の向上が求められています。

離島を含む中山間地域を中心に、サービス提供体制が未整備な地域があり、障害者の特性に応じた専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成が必要です。

取 組 み の 方 向

障害や障害者に対する正しい理解を進め、誤解や偏見から生じる差別をなくし共に支え合う地域社会づくりを進めます。

身近な地域で、個々の障害者の生活課題を踏まえた適切な支援が受けられるように、研修を通じて人材の確保、養成を進めます。

福祉施設へ入所している障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームやケアホームなどの住まいの場の整備を進めます。

障害者就業・生活支援センター等を中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業の連携を強化し、障害者の適性に応じた企業への就労を促進するとともに、施設で就労の訓練等を行う障害者の工賃水準の向上を進めます。

入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるため、保健所を中心に関係機関とのネットワークを構築し、精神障害者が地域へ移行するために必要な個別支援計画を作成し、地域生活への移行・定着を進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
施設から地域生活への移行者数 (累計)	35 人	→	260 人
入院中の精神障害者の地域生活への移行者数 (累計)	6 人		127 人

施設に入所している障害者、あるいは、精神科病院に入院中の精神障害者で退院可能とされた人のうち、自宅やグループホーム等で暮らし、日中は自立訓練や就労訓練を行うようになった人数です。平成 19 年に策定した障害福祉計画の目標値を達成することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>障害者の自立に向けた特別支援事業</p>	
<p>障害者相談事業 〔担当課〕障害者福祉課</p>	<p>地域で暮らす障害者が抱える様々な課題に対応するための広域的で専門性の高い相談支援機能を充実します。(発達障害、高次脳機能障害など)</p>
<p>県・市町村・企業等における障害者の職場実習の拡大、就労支援ネットワークの構築などに取り組みます。</p>	
<p>入院医療中心から地域生活中心への移行支援に取り組みます。</p>	
<p>障害者在宅サービス事業 〔担当課〕障害者福祉課</p>	<p>県が事業者へ委託して、在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を実施します。</p>
<p>事業者において、在宅の重症心身障害児(者)が身近な地域で短期入所デイサービス等のサービスが受けられるように体制を充実させます。</p>	
<p>福祉施設で働く障害者の工賃アップを図るため、工賃向上計画を策定し、就労支援継続事業者へアドバイザー等の派遣や施設職員を対象とする研修を実施します。</p>	
<p>障害者施設等運営事業 〔担当課〕障害者福祉課</p>	
<p>障害者施設等整備事業 〔担当課〕障害者福祉課</p>	<p>就労継続支援事業など日中活動の場やグループホームなど生活の場を整備する事業者を支援します。</p>
<p>障害者自立支援給付制度運営事業 〔担当課〕障害者福祉課</p>	<p>市町村において障害程度区分認定調査員の、事業者等において障害者ケアマネジメント従事者等の人材養成を行います。</p>
	<p>障害者の地域支援体制の強化を図るため、市町村職員の意識、ノウハウの向上を図るための研修やボランティア等支援者の人材育成のための研修を行います。</p>

施策 II-2-5	生活衛生の充実
--------------	---------

目 的

飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業や特定建築物の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。


現 状 と 課 題

病気の治療や、健康維持に直結する医薬品等が適正に製造、販売されることが必要です。
 水道水質検査や水道施設の更新、衛生管理の徹底などを通して安全な水道水を供給する必要があります。
 公衆浴場、旅館等で全国的に発生しているレジオネラ症を予防する必要があります。
 理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業や特定建築物の衛生確保が必要です。
 犬やねこの引取数や動物を原因とする環境侵害を減らすとともに、狂犬病の免疫率低下を防ぐことが必要です。

取 組 み の 方 向

医薬品等の製造、販売業者等の監視・指導を実施します。
 市町村等の水道事業者に働きかけて、安全な水を供給し、県民の生命、健康を守ります。
 営業者の自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止します。
 営業施設、特定建築物の監視・指導を行います。
 動物愛護管理推進計画を策定して動物愛護を推進するとともに、市町村と連携して狂犬病予防注射を徹底します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
生活衛生に関する健康被害発生件数	0件		0件

医薬品の製造・販売、無承認無許可医薬品、毒劇物、水道、温泉等に関わる健康被害の発生をなくすことを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
医薬品等の安全確保事業 〔担当課〕薬事衛生課	医薬品、医療機器、麻薬及び毒物劇物が安全かつ適正に供給されるよう監視、指導を行います。
水道施設、水道水質の維持管理事務 〔担当課〕薬事衛生課	安全な水道水が供給されるよう、市町村水道施設の更新を促進するとともに、既存施設の監視指導を行います。
生活衛生関係営業施設の監視指導等事務 〔担当課〕薬事衛生課	生活衛生関係営業施設の許認可、監視、指導を行い、衛生水準を確保します。
動物管理等対策事業 〔担当課〕薬事衛生課	動物の愛護と適正な飼養について県民の関心と理解を深め、飼養動物による環境侵害と動物由来感染症の発生を防止します。特に狂犬病予防注射の徹底により狂犬病の蔓延を防止します。

施策 II-2-6	生活援護の確保
--------------	---------

目 的

経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

現 状 と 課 題

県内における景気の状態などを反映し、生活保護率は増加傾向にあり、生活保護の新規開始件数も年間520件を超える状況にあります。

生活保護受給世帯のうち要援護世帯（高齢者世帯、傷病障害者世帯、母子世帯）が平成18年度において86.0%を占めており、今後も、雇用情勢が低迷している中、受給世帯が増加するものと考えられます。

こうしたことから、県民の生活を保障するセーフティネットとして、個々の世帯の状況に応じ、必要な人に必要な生活保護の適用を行うほか、生活福祉資金貸付制度の利用により、世帯の自立と生活の安定が図られるよう、引き続き支援していく必要があります。

また、戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していく必要があります。


取 組 み の 方 向

生活保護の適用が必要な人（世帯）に、必要な保護、適切な自立支援を実施するとともに、生活保護の対象とならない場合であっても、他制度による支援等につなげていけるよう、相談・支援体制を強化します。

福祉事務所が設置される町村に対して、生活保護が適切に実施されるよう支援します。低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯等を対象とする生活福祉資金貸付制度について、制度の一層の周知と相談機関等との連携による円滑な貸付を行います。

旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
経済的に自立できた世帯の割合	7.2%		7.9%

生活保護受給世帯のうち、収入増により自立した世帯の割合です。平成 15 年度並の自立を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
生活保護費の給付事業 〔担当課〕地域福祉課	経済的に困窮している人に対して、生活保護法に基づき、必要な保護を行い、最低限度の生活保障とその自立を支援します。
旧軍人及び未帰還者等援護事業 〔担当課〕高齢者福祉課	旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者遺族等並びに中国残留邦人等未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。

施策 II-3-1	医療機能の確保
--------------	---------

目 的

医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。

現 状 と 課 題

県民がそれぞれの地域で安心して生活していくための基盤となる医療提供体制の整備を進めてきましたが、医療従事者の不足などにより医療機能の確保が厳しい状況になっています。

県西部地域や隠岐地域では、従来から関係者による検討組織を設け地域の医療機能確保に取り組んでいるところですが、医療を巡る情勢が変化中、今後とも医療提供体制の整備を着実に進めていく必要があります。

がんは本県の死亡原因の第一位で総合的な対策が大きな課題となっています。今後「がん対策基本法」や「島根県がん対策推進条例」を踏まえ、がん対策を一層充実強化していく必要があります。

医薬品の適正使用や情報提供には医薬分業の推進が重要ですが、平成17年度の本県の医薬分業率は48.1%と全国平均(54.1%)を下回っており、医薬分業の一層の推進が必要です。

医療現場に必要な血液製剤を安定的に供給するため、献血者を確保する必要があります。

取 組 み の 方 向

医師を始めとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源(人材、設備等)を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を整備します。

県西部地域の拠点病院である浜田医療センターの移転新築整備を推進するなど、地域医療を支える医療機関の機能確保を支援します。

がんの専門的な診療を担う医療スタッフの研修派遣を支援するなど、がん医療水準の向上を図るほか、緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取組みを総合的に推進します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して医薬分業を推進します。

マスコミ、県や市町村の広報を活用するほか、成人式等のイベントを利用して献血を呼びかけます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	➡	平成23年度
救急病院数	24 病院		現行水準を維持
地域医療拠点病院数	18 病院		現行水準を維持

救急医療を担当する病院数です。厳しい医療環境の中で、現在の救急病院数で確保されている救

急医療体制を維持することを目指します。

無医地区に対する巡回診療や地域の診療所への代診医の派遣など地域医療支援を行う地域医療拠点病院数です。現在の拠点病院数で確保されている地域医療の水準を維持することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
地域医療の確保を支援する事業 〔担当課〕医療対策課	県内各地域で適切な医療が提供できるよう、救急医療体制の整備や医療機関の機能充実に推進します。特に、中山間地域を多く抱える県西部地域や離島の医療を充実させるための取組みを進めます。また、医療資源を可能な限り効率的・効果的に活用するため医療機関の機能分担や連携の強化を進めます。
がん対策を推進する事業 〔担当課〕医療対策課	がん診療拠点病院を中心にネットワーク化し、がん診療機能を向上させるとともに、がん医療従事者の育成やがん患者団体等への支援を行います。また、緩和ケアを総合的に推進するための体制を整備します。
精神医療提供事業 〔担当課〕障害者福祉課	精神科救急医療体制の整備や適切な精神医療の提供を行います。
医薬分業推進事業 〔担当課〕薬事衛生課	医薬品の適正使用や情報提供を図るため、医薬分業を推進し、薬局機能情報を公表します。
血液対策事業 〔担当課〕薬事衛生課	必要とされる血液が献血で確保できるよう啓発に努めるとともに、献血推進協議会の場で決定された事業を実行します。
医療法関係業務 〔担当課〕医療対策課	医療法に基づく許認可、立ち入り検査等をとおして医療施設の人員配置や構造設備、管理体制などについて法令に基づく適切な体制を確保します。

施策 II-3-2	県立病院における良質な医療提供
--------------	-----------------

目 的

県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。

現 状 と 課 題

県内全域をエリアとする県立病院として、救急医療や高度・特殊・専門医療を担い、急性期段階で短期集中医療を提供する「中央病院」と精神医療を専門とする「こころの医療センター」を運営しています。

医療の高度化や医療ニーズが多様化する中、救急医療や高度・特殊医療、児童思春期医療などの専門医療を適正に提供するために、医療従事者の確保や診療体制を充実していく必要があります。

医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院として良質な医療の提供に必要な医師、看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっているほか、地域医療への支援並びに地域医療機関との適切な役割分担による連携の強化が一層求められています。

取 組 み の 方 向

中央病院では、急性期病院としての機能特化を進め、救命救急センターの体制整備及び周産期・新生児医療の充実、がん治療の充実等による救急医療、高度・特殊医療機能を充実し、こころの医療センターでは、児童思春期医療や早期退院支援の充実等による精神医療の充実に取り組みます。

関係機関と連携しながら医療機能の充実に必要な医療従事者の確保・育成に取り組みます。

地域医療への支援として、研修の充実や代診医の派遣要請に必要な対応が図れるように取り組みます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
平均在院日数 (中央病院)	15.8 日	→	15 日台
平均在院日数 (こころの医療センター)	241.4 日		200 日

県立中央病院は、急性期病院としての役割を果たしており、引き続き必要かつ十分な医療を提供することで、平均在院日数の現行水準維持を目指します。

こころの医療センターは、精神専門の医療機関として患者さんに適切な医療を提供し、できるだけ早く地域社会へ復帰させることを目標としているため、入院期間の短縮を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
地域がん診療連携拠点病院としての医療の実施（中央病院） 〔担当課〕 県立病院課	専門スタッフの確保・育成や高精度の治療機器の充実などによる専門的医療の実施、緩和ケア体制の強化及び地域医療機関との診療連携などにより、がん治療に対する取組みの充実を図ります。
総合周産期母子医療センターとしての医療の実施（中央病院） 〔担当課〕 県立病院課	医療体制の強化を図り、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児への対応などを行います。
中央病院による救命救急医療の実施 〔担当課〕 県立病院課	県下全域を対象とした三次救急機能を担う救命救急センターとして、24時間体制で適切な救命救急医療を実施します。
中央病院による地域医療への支援 〔担当課〕 県立病院課	地域医療拠点病院として、代診医派遣制度などによる地域医療支援及び遠隔画像診断・病理診断システムによる診断支援を実施します。また、教育・研修機関としての役割を担います。
こころの医療センターによる児童思春期医療の実施 〔担当課〕 県立病院課	児童思春期における複雑化、多様化する病態に対し、児童思春期病棟を活かし、児童思春期における適切な精神医療及び適切なケアを実施します。
こころの医療センターによる精神科救急医療の実施 〔担当課〕 県立病院課	精神科救急医療の県内における基幹的病院として、精神科救急医療の実施と重篤な患者の受け入れを実施します。また、入院患者への適切な治療及びケアの実施による早期退院支援を行います。

施策 II-3-3	医療従事者の養成・確保
--------------	-------------

目 的

適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。

現 状 と 課 題

医師については、離島や中山間地域においては無医地区があるだけでなく、地域の診療所の医師不足に加え、国立大学の法人化や医師の初期臨床研修制度の義務化などの影響を受け、圏域の医療を支えている地域医療拠点病院などの中核的な病院においてさえ、産科、小児科、麻酔科などの専門診療科の医師不足が深刻となっており、地域の医療を継続的、安定的に確保することが困難となっています。

県の女性医師の割合は平成 18 年で 15% ですが、新たに医師となる人材のうち約 3 割が女性であるため、今後女性医師の割合が増加していくことが予想されています。そのため、職場内に保育所を設置するなど、看護職員も含め、女性の医療従事者が働きやすい就業環境の整備が重要となってきます。

看護職員については、診療報酬改定に伴う看護職員配置基準の見直しなど全国的な需要の高まりにより、確保が一層困難な状況にあり、その対策が重要となっています。

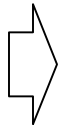
取 組 み の 方 向

医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「即戦力となる医師の確保」と奨学金制度などを中心とした「人材の養成」の二つの柱で取り組みを行います。また、女性医師の支援のため、代診医制度を活用した子育て支援や再就業支援などの取り組みも行います。さらに、この医師不足は、全国的な課題であり、国に対して抜本的な対策を要望していきます。

看護職員については、県外から県内看護師等養成機関への進学者のほとんどが県外に就業する傾向にあることから、県内の高校生に対し県内養成機関への進学促進を図るとともに、看護学生修学資金などにより県内就業を促進します。また、職場環境の改善などによる離職防止や、就業支援講習会による再就業の支援を行うとともに、これらの情報を積極的に県外へ発信して、看護職員の確保に努めます。

薬剤師や OT、PT、放射線技師等についても、需要の動向を踏まえた上で、関係団体と協力しながら確保に向けた取り組みを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
病院勤務医師の充足率	80%		80% 台を確保
県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率	59%		60% 以上を確保

必要な医師の数に対する、実際に勤務している医師の割合です。医師不足がこれ以上深刻化しないことを目指します。

県内の養成機関を卒業した看護職員が県内で就業した割合です。年々低下している県内就業率を上げることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>地域医療を支える医師確保養成対策事業 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>様々な広報媒体を活用した情報収集を行い、全国各地に足を運び医師と面談し、離島や中山間地域を中心に県内で勤務いただける即戦力となる医師を確保します。 奨学金制度を活用し、地域の医療を担う医師を着実に養成します。また、島根大学や臨床研修病院と連携し、医学生・研修医の県内定着を促進します。</p>
<p>看護師等確保対策事業 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>県内の医療を支える看護職員等の医療従事者の養成や離職防止の取組みに対する支援等を行い、医療従事者を確保します。</p>
<p>医療関係職種免許・資格等事務 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>資格職である医療従事者が、関係法規を遵守し、必要な手続きを行うことにより、医療が適正に提供される体制を確保します。</p>

施策 II-4-1	子育て環境の充実
--------------	----------

目 的

子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

現 状 と 課 題

核家族化や地域の連帯感の希薄化が進む中で、子育ての負担感、不安感、孤立感が増しており、子育てを地域全体で応援する気運づくりや子育て家庭への支援サービスの充実が必要です。

結婚の希望がある独身男女は9割以上ですが、未婚・晩婚化が年々進んでおり、また理想の子ども数より実際の子ども数が少ないなど、結婚・子ども数について県民の希望が実現していない状況にあります。

出雲部を中心に保育所待機児童が発生しています。また、延長保育や一時保育など、働き方の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。

本県では全国に比べて共働きの割合は高い一方で、仕事と家庭の両立支援の取組みは遅れています。男女とも育児休暇が取得しやすく、子育てに対応した柔軟な働き方ができるなど、仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができる職場環境が求められています。

取 組 み の 方 向

子育てを社会全体で応援する地域づくりに向けた啓発を進めるとともに、行政と、企業・NPO等の民間団体が連携して、子育てに優しい地域づくりを進めます。また、結婚や家族を持つことを希望する県民を応援する地域づくりを進めます。

事業主に対する啓発や職場の意識改革を進めるとともに、従業員の子育て支援に取り組もうとする企業を支援するなど、働きながら安心して子育てができる職場環境づくりを進めます。

こどもの健全な心身の発達が図れるよう、待機児童の解消や保育サービスの充実などに向けた市町村の取組みを支援し、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブなどの適正な運営の確保に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	平成23年度
しまね子育て応援パスポートの普及率	50%	65%
従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数	25社	150社
保育所入所児童数	20,148人	21,000人

しまね子育て応援パスポート事業(こっころ)事業で、対象世帯に対するパスポートが普及した割合です。対象世帯の3分の2に相当する普及を目指します。

しまね子育て応援企業認定制度(こっころカンパニー)の認定企業数です。県内に約170社ある

従業員数 100 人以上の企業については、1/2 を、従業員数 100 人未満の企業についても同数程度の認定を目指します。

保育所の入所児童数です。年々増加している保育需要に対応し、保育所入所児童数が増加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
乳幼児の育児支援事業 〔担当課〕青少年家庭課	保育所における多様な保育サービスの提供や、子育て支援センターなどにおける子育て相談、子育てに関する情報提供などを推進し、子育てに対する不安や負担の軽減、仕事と家庭の両立支援を図ります。
地域児童育成事業 〔担当課〕青少年家庭課	児童に健全な遊びや生活の場を与えるため、放課後児童クラブや児童館で取り組まれている活動を支援することにより、児童の健全な育成、共働き家庭等の子育てを支援します。
みんなで子育て応援事業(こっころ事業) 〔担当課〕青少年家庭課	県・市町村の共同事業で、子育て家庭に交付したパスポート(こっころ)を協賛店に提示すると、子育て応援サービスが受けられる「しまね子育て応援パスポート事業」やその関連事業を実施し、子育てを社会全体で応援する気運を醸成します。
仕事と家庭の両立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課	労働者が働きながら安心して子育てできるよう、仕事と家庭の両立についての気運醸成を図るとともに、子育て支援に取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定し広く広報するなど、仕事と家庭の両立を支援する企業を育成します。
ライフプラン応援事業 〔担当課〕青少年家庭課	少子化の最大要因である未婚化・晩婚化に対応し、独身男女の出会いの場を民間団体と協働して創出するとともに、独身男女のマッチングをするボランティア(はっぴいこーでいねーたー)を登録し、その育成や情報交換を促進します。

施策 II-4-2	子育て福祉の充実
--------------	----------

目 的

虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。

現 状 と 課 題

児童相談所や市町村で受け付けた相談件数は増加傾向にあり、中でも虐待に関する相談は大幅に増えています。

児童虐待の早期発見・早期対応の充実を図るための対策が進められており、児童相談所及び市町村における相談支援機能の充実と連携の強化が求められています。里親への委託や児童福祉施設へ入所する子どもの中には、被虐待児や発達障害児など手厚い援助を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境のもとで、心理療法などの細やかな援助による家庭復帰や将来の社会参加に向けた支援の充実が必要となっています。

本県の離婚件数は、近年増加傾向にあり、就業、住居、養育など様々な面で困難を抱える母子家庭等の自立を促進することが課題となっています。

母子家庭等に対しては、これまでの経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などを含む総合的な対策への転換が求められています。

取 組 み の 方 向

児童虐待など複雑・困難なケースに適切に対応できるよう、児童相談所の専門機能の充実・強化を図るとともに、身近な相談窓口となる市町村の相談支援機能を充実します。

児童福祉施設への入所が必要な被虐待児や発達障害児等に適切な支援が行われるよう受け入れ体制を整備します。

母子家庭等の自立を促進するため、子どもの養育費の問題に対応する相談機能の充実を図るとともに、就業相談や職業能力向上などにより、個々のニーズに対応した就業を支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
児童福祉の資格者を配置する市町村数	9 市町村	→	21 市町村
就業支援により経済的に自立できた母子世帯等数（年間）	68 世帯		150 世帯

市町村で専門性の高い相談・援助活動が行えるよう、講習等により全市町村に児童福祉司と同様の資格をもつ職員が配置されることを目指します。

県、市町村の就業支援制度を利用して就職に結びついた母子世帯等数です。現状値は、平成 18 年度の実績です。平成 19 年度見込み 104 世帯に比較して 5 割増加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>子どもと家庭相談体制整備事業 〔担当課〕青少年家庭課</p>	<p>医師や弁護士との連携等による児童相談所の専門的機能の充実、市町村との連携の強化、児童委員及び電話相談を実施する団体への支援、子育て家庭への啓発等を行い、児童虐待を早期に発見し、対応できる相談支援体制の整備を進めます。</p>
<p>児童自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課</p>	<p>児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、自立援助ホームなど児童福祉施設に入所した児童及び里親に委託された児童を家庭的な環境で養育するための支援を行い、児童の家庭生活への復帰や社会への自立を促進します。</p>
<p>母子家庭等自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課</p>	<p>様々な課題・困難を抱えている母子家庭等の生活の安定を図るため、就業や養育などの相談機能の充実、就業支援講習会・無料職業紹介・自立支援プログラム策定などきめ細やかな就業支援等、自立に向けた支援を行います。</p>

施策 II-4-3	母子保健の推進
--------------	---------

目 的

安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。

現 状 と 課 題

母子保健は生まれてくる子どもの生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに育てるための大切な基盤です。家庭と地域が一体となって親と子の健康と安全の確保に取り組んでいく必要があります。

本県の周産期死亡率や乳児死亡率及び幼児死亡率は減少傾向にあります。しかし、低出生体重児の出生割合は増加傾向にあり、食育の推進、喫煙対策及び働く妊婦支援等、妊婦をとりまく環境づくりが重要です。また、産後うつなど母親の心の健康支援も課題であり、関係機関が連携した妊産婦の支援策の充実が必要です。

妊娠・出産の安全確保のためには、産科・小児科医師の急激な減少及び偏在が問題となってきており、これらの医師の確保とともに、周産期医療機関の効果的な機能分担とネットワークの充実が必要です。

少子化、核家族化などにより家庭の子育て機能の低下が指摘される一方、子どもの生活環境も大きく変化しており、親の育児不安、児童虐待の増加、発達障害など特別な支援が必要な子どもの増加、遅寝・朝食欠食など生活習慣の乱れなどが問題となっています。

また、心身のアンバランスが発生しやすい思春期にある子どもたちに、心の健康や性と生の教育の実施など思春期保健対策を進めていくことが必要です。

取 組 み の 方 向


県内どこに住んでいても安全で安心なお産ができるよう周産期医療ネットワークを充実します。

児童虐待防止対策のために、妊娠期及び産後早期の支援を関係機関の連携により充実します。

長期療養を必要とする子どもの在宅療養支援や発達障害児の早期支援など特に支援の必要な子どもや家庭への対応を推進します。

食育を推進し、小児期からの生活習慣病予防の環境づくりをすすめます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
周産期死亡率	4.0 人		3.6 人
子育てに自信のないと回答した母親の割合(3歳児の母親)	16.6%		16%

周産期死亡率とは、出産数1千あたり妊娠満22週以後の死産数と生後1週間未満の早期新生児死亡数の合計です。平成18年の全国1位の数値を目指します。

「乳幼児健診アンケート」において「子育てに自信がない」と回答した3歳児の母親の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
お産あんしんネットワーク事業 〔担当課〕健康推進課	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、妊産婦や新生児に対し必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療提供体制を構築します。
親と子の医療費助成事業 〔担当課〕健康推進課	未熟児や乳幼児、身体障害児、結核児童等が、早期に適切な医療を受けて健全に育つことができるよう、医療費等への助成を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。
母と子の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課	未熟児や長期療養児等ハイリスク児の在宅療養を推進するため、地域関係者等とのネットワークを強化します。また、母子保健関係者の資質の向上を目指します。
女性の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課	女性の思春期における性や不妊に関する専門相談や健康教育を行うことにより、健康の自己管理や自己決定を支援する体制づくりを進めます。

施策 II-5-1	道路網の整備と維持管理
--------------	-------------

目 的

効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

現 状 と 課 題

県内の国・県道の2車線改良率は62%で全国から20年遅れの整備水準となっていますが、人々の日常の行動圏域が拡大するなか、通勤、通学、買い物、医療、福祉などの日常的な活動を支える道路や緊急車両が迅速に往来できる道路、災害時に住民が安全に避難できる道路の整備を着実に進める必要があります。

特に県内各地とインターチェンジを連絡する道路や生活圏中心都市と連絡する道路など一般国道や幹線になる県道等や、一定規模の集落と幹線を連絡する県道等については、重点的、計画的に、また、地域実情にあわせ、より効率的に進める必要があります。

現在、県が管理する国道、県道の総延長は約3,090km、橋梁は約2,600橋あり、交通荷重の増大や経年劣化により舗装や橋梁の老朽化が進行しています。安全を確保するためには、適正な管理が必要となります。

取 組 み の 方 向

県内の一般国道や幹線になる県道等については、重点的に整備します。

幹線につながる生活に密着した県道については、優先整備区間を設定し、地域実情に応じて1.5車線的改良を導入するなど、効率的に整備します。


島根県道づくり調整会議等を活用して、国県道、市町村道、農林道、漁港臨港道路等の計画、事業実施及び利用に関する緊密な連携を図り、計画的、効率的、かつ総合的な道路網の整備を進めます。

都市の骨格道路、まちづくりと連携した道路の整備を優先し、効率的、効果的な事業展開を図ります。

橋梁については最適な対策を選択することにより、長寿命化と総コストの縮減を図ります。

県管理道路の路面状況を適正に保ち、安全で快適な走行を確保します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	→	平成23年度
生活圏中心都市への1時間アクセス圏域	71.5%		72.4%
道路改良率	62%		64%
良好な路面状態の確保率	92%		92%

生活中心都市へ1時間以内に行ける地域の面積の割合です。平成23年度末までに完成予定の区間を考慮して目標値を設定しました。

国県道のうち改良済み（車道幅員 5.5 ㍍以上）延長の総道路延長に対する割合です。平成 23 年度末までに完成予定の区間を考慮した改良済み延長から目標値を設定しました。

安全な走行を確保できる MCI3.5 以上の道路延長の総道路延長に対する割合です。MCI は道路舗装面のひび割れ、わだち掘れ等の状況を表す数値で、3.5 を下回ると安全で快適な走行を阻害することになります。現行水準程度の維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>< 幹線道路整備事業 > 地域振興プロジェクト支援のための幹線道路の整備 市町村合併支援のための幹線道路の整備 渋滞を解消するための幹線道路の整備 地域間交流の強化・拡大のための幹線道路の整備 〔担当課〕道路建設課</p>	<p>県民の日常生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進するために、地域の中心部と周辺市町村を結ぶ路線や隣接市町村間を結ぶ一般国道や幹線となる県道を整備します。</p>
<p>街路整備事業 〔担当課〕都市計画課</p>	<p>市街地の渋滞緩和を図り、地域間交流の促進や都市環境の改善を図るために、都市の骨格道路を整備します。</p>
<p>幹線道路の整備に資する農道の整備事業 〔担当課〕農地整備課</p>	<p>国道や幹線となる県道との連携が図られた広域農道等を整備することにより、農産物輸送等の効率化を図ります。</p>
<p>広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課</p>	<p>漁業活動が安全で効率的に行えるようにするとともに漁村に生活する住民の利便性を高めます。</p>
<p>< 身近な生活道路整備事業 > 市町村合併支援のための生活道路の整備 地域振興プロジェクト支援のための生活道路の整備 地域間交流の強化・拡大のための生活道路の整備 〔担当課〕道路建設課</p>	<p>通学や買い物、通院など日常生活の利便性向上等のために、国道や幹線となる県道につながる身近な県道を整備します。</p>
<p>道路維持管理充実事業 〔担当課〕道路維持課</p>	<p>道路を安全で快適に利用できるように、道路の災害復旧、道路路面や道路付属施設等の維持修繕を行います。</p>

施策 II-5-2	地域生活交通の確保
--------------	-----------

目 的

県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。

現 状 と 課 題

鉄道、バス、離島航路などの公共交通機関の利用者は年々減少し、交通事業者の経営状況の悪化と、路線の縮小や減便が続いています。このため、通学、通院、買い物等の日常生活に必要な地域生活交通を確保するため、鉄道・バス路線、離島航路の維持に対する支援が必要です。

特に、隠岐諸島については、本土との旅客及び貨物輸送の円滑化、就航率の向上、また大規模災害時に避難・救助活動、物資輸送の拠点としての役割を果たすことができるよう、港湾施設の整備が求められています。

公共交通が空白である地域では、地域による住民の移送サービスの実施や検討が始まっており、今後、このような取組みがますます重要となります。

取 組 み の 方 向

交通事業者が効率的運行を図るための支援を行うことにより、生活路線を維持・確保します。

沿線住民の利用促進に一層取り組むことに加え、観光客やビジネス客等外部からの利用を拡大します。

交通事業者間の連携による接続の改善や、利用者の意見を反映した使いやすいダイヤ編成を働きかけることなどにより、利便性を高めます。

離島航路に必要な港湾について、岸壁や旅客施設、物揚場などの整備を行います。公共交通が空白である地域においては、市町村や NPO 等による住民移送サービス等の取組みを支援することで、地域の移動手段を確保します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
公共交通機関による日常生活の移動が便利だと思う人の割合	17.6%	20%
離島航路の岸壁の整備率	49%	76%

「県政世論調査」において「公共交通機関での移動が便利」「不便だが以前に比べると便利になった」と回答した人の割合です。

整備中の離島航路寄港地（七類港、西郷港、別府港）の計画総延長に対する実施済み延長の割合です。優先度を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
JR 利用促進事業 〔担当課〕交通対策課	山陰本線及び地方ローカル線の運行水準の維持はもとより、今後の維持、存続が危惧される路線の活性化のため、利用促進団体が行う事業に対して支援を行います。
バス路線運行維持事業 〔担当課〕交通対策課	生活交通バス路線を維持し、利用しやすいダイヤと便数を確保するため、運行の維持に必要な経費を補助する等の支援を行います。
一畑電車運行維持事業 〔担当課〕交通対策課	一畑電車の運行を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、運行維持に必要な経費を支援するとともに、沿線自治体と利用促進事業に取り組みます。
隠岐汽船運航維持事業 〔担当課〕交通対策課	隠岐本土間の航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。
島前内航船運航維持事業 〔担当課〕交通対策課	島前内航船航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。
新幹線等の整備促進事業 〔担当課〕交通対策課	県内と大都市圏を短時間で往来できるようにするため、在来線と新幹線との直通運転が可能なフリーゲージトレインについて関係団体の要望活動、地元気運醸成活動を支援し、導入実現を目指します。
離島航路整備事業 〔担当課〕港湾空港課	西郷港、七類港など隠岐航路に係る人や物の流れの拠点になる港について、大規模災害発生時の避難、救助活動、物資輸送に対応できる耐震構造の岸壁の整備、利便性向上のための臨港道路の整備などを行います。

施策 II-5-3	IT 活用の推進
--------------	----------

目 的

県内ほぼ全域において整った高速インターネット環境を活用し、県民の日常生活や産業活動における行政上の手続きやサービス提供面での利便性を高めます。

現 状 と 課 題

インターネットは、県民の日常生活における便利なツールとして、身近な存在となっています。

とりわけ本県のように地理的に不利な条件にある地域を抱える自治体にとって、ICT（情報通信技術）の利活用は、行政手続き等の面でも効率的で便利な手段といえます。

行政分野においても、インターネット上で申請や届出などができる「電子的な総合窓口」を開設し、県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図ることは今後ますます重要かつ必要となります。

また、行政と県民とを結ぶ広聴広報面でも、スピーディーで分かり易い情報提供が可能となります。

情報の安全確保がますます重要になっているため、外部からの不正なアクセスなどの脅威から情報資産を守り、県民の個人情報の保護、正確な情報提供及び安定した行政サービスの提供などが必要です。

取 組 み の 方 向

県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図るため、インターネット上での申請や届出に関する利便性の向上を図り、行政分野におけるオンライン利用手続きの利用を促進します。

県民へのタイムリーで分かりやすい情報発信や、県政に関する県民からの意見提出手続きの簡便さという利便性の向上を図り、スピーディーで質の高い住民サービスの提供を実現します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	▶	平成 23 年度
電子申請・届出等の年間利用件数	8,000 件	▶	15,000 件

電子申請・届出等、インターネットを利用した行政手続き件数で、毎年 20% 程度の伸びを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
電子県庁の推進 〔担当課〕情報政策課	県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット上に県の「電子的な総合的窓口」を開設し、ITを活用した行政運営を行います。
公的個人認証サービス提供事業 〔担当課〕情報政策課	行政手続のオンライン化に必要となる、個人の電子署名の真正性を証明する電子証明書を、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供し、本人確認を可能にするサービスを提供します。
行政情報通信基盤整備事業 〔担当課〕情報政策課	全県域 WAN 等の情報通信基盤を整備し、各情報通信システム、及び行政職員に対して、共通的なサービスを提供することにより、全体的な行政コストの削減、業務効率化、セキュリティを確保します。
統合型地理情報システム整備事業 〔担当課〕土地資源対策課	地理情報を利用する業務の効率化や施策の企画立案支援に資するとともに、県民・市町村へ積極的な情報発信を行うため、統合型地理情報システム（GIS）を整備・運用します。
公共事業支援統合情報システム推進事業 〔担当課〕技術管理課	公共事業の調査、計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面、書類及び写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報を交換、共有、連携できる環境をつくります。

施策 II-5-4	都市・農山漁村空間の保全・整備
--------------	-----------------

目 的

適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。

現 状 と 課 題

中心市街地の空洞化や未利用地の拡大等に対し、適切な規制や計画的な土地利用のもと、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトな都市構造を実現するとともに、公園の整備、電線類の地中化などを推進する必要があります。

農山漁村では、過疎化・高齢化により農林地をはじめとする資源管理体制が弱体化するとともに、存続が危ぶまれる集落が生じています。

国民の価値観が多様化する中で、森林を癒しの空間として考える森林セラピーや二地域居住など新たなニーズもあります。

中山間地域では、クマやサル、イノシシなどの野生動物が出没し、農作物だけではなく、人へ被害を加えるなど地域住民の生活を脅かしています。

取 組 み の 方 向

既存の社会基盤を有効に活用するため、土地利用の規制誘導を図るとともに、中心市街地における空洞化防止を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による社会基盤の整備や土地の効率的な利用を促進します。

良好な町並みの景観を形成するために、市街地などにおいて電線類の地中化などを推進します。

生活空間としての農山漁村の質の向上を進めるとともに、美しい景観や癒しの空間など農山漁村が持つ多面的機能を維持・保全します。

都市と農山漁村の交流を推進するために、特産品の掘り起こしや情報発信力の強化を図るとともに、交流・体験施設等の整備を進めます。

農山漁村滞在や二地域居住など都市住民のニーズに応える体制を整備するとともに、空き家の再利用や必要な施設の整備を進めます。

有害鳥獣による被害を防止するため、組織的・広域的な体制の構築と被害防止施設等の整備を推進するとともに有害鳥獣対策への県民理解を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
鳥獣対策集落協議会設置数	0 組織	17 組織
土地区画整理事業による市街地の整備面積	1,271ha	1,310ha
電線類地中化等整備率	75.5%	94%

有害鳥獣被害対策のために設置される集落協議会の数です。各地域において、被害を及ぼす鳥獣の生息状況や、その被害状況から目標値を設定しました。

土地区画整理事業は、土地の区画整形のほか、宅地及び街路、公園等の公共施設の整備により良好なまちづくりを図る事業です。平成 23 年度末までの整備予定面積より目標値を設定しました。

電線類地中化等の全体計画延長に対する整備済み延長の割合です。これまでの整備実績と今後の整備予定を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
国土利用計画策定事業 〔担当課〕土地資源対策課	総合的かつ計画的な土地利用を図るため、県国土利用計画を改定するとともに、市町村には市町村国土利用計画の改定を指導・支援します。
地籍調査事業 〔担当課〕用地対策課	市町村が実施する地籍調査事業（まちづくりの基礎資料の作成や土地取引の円滑化等のため、一筆毎の土地について、所有者や面積、地目、境界などの調査を行い、その結果を現地復元が可能な地図やデータとして記録保存します）が円滑に行われるよう支援します。
都市の一体的な整備・開発及び保全計画の策定事業 〔担当課〕都市計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域の指定や各種都市計画の決定、変更を行います。
<市街地整備事業> 市街地開発事業 〔担当課〕都市計画課	道路、公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用の増進を総合的・一体的に進めることにより、新たな土地利用に対応した健全な市街地を整備します。
地域の特性を活かした個性のあるまちづくりの支援 〔担当課〕都市計画課	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を推進し地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ります。
都市公園整備事業 〔担当課〕都市計画課	県民ニーズに対応したサービス（県民の余暇活動拠点、都市防災拠点、地域振興拠点等）を提供できる都市公園整備を実施し、県民の健康を増進します。
快適な都市空間創出のための電線類地中化事業 〔担当課〕道路維持課	良好な町並み景観の形成と安全性、快適性を確保するために、道路管理者と電線管理者が連携して、市街地等において電線類地中化等による無電柱化を推進します。
農村地域の定住条件の整備事業 〔担当課〕農村整備課	中山間地域において、生産基盤の整備と併せて、農村地域の生活基盤や地域の特色を活かした都市住民との交流基盤を総合的に整備します。
中山間地域等直接支払事業 〔担当課〕農業経営課	農地の適正な管理を通じて、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保します。
野生鳥獣被害対策事業 〔担当課〕森林整備課	鳥獣被害の軽減に向けた取組みを推進します。

施策 II-5-5	居住環境づくり
--------------	---------

目 的

下水道等の汚水処理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

現 状 と 課 題

汚水処理施設の整備は、快適な居住環境に不可欠ですが、本県の平成 18 年度末の汚水処理人口普及率は 63.9%と全国の 82.4%と比べ著しく遅れています。
 低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進する必要があります。
 高齢者、障害者等が、快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の促進が必要です。
 安全で安心な飲用水を安定的に供給するために、水道未普及地域の解消や新たな水源の確保に向けた水道施設の整備が必要となっています。

取 組 み の 方 向

公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の汚水処理施設整備を計画的、効率的に進めます。
 公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
 水道の未普及地域の解消に向けて市町村と連携しながら着実に進めます。
 安全、安心な水道水を安定して供給するため、新たな給水施設の建設と既存施設の改修を進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	➡	平成 23 年度
汚水処理人口普及率	63.9%		72%
県営住宅建設戸数（累計）	38 戸		200 戸

汚水処理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。目標値は「島根県汚水処理施設整備構想（第 3 次構想）」による平成 22 年度末の目標値です。
 県営住宅の建て替え戸数の合計です。平成 27 年度までの建て替え計画を定めた「島根県住生活基本計画」から目標値から設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
下水道整備基本構想推進事業 〔担当課〕下水道推進課	県民だれもが快適に暮らせる環境を創出するため、下水道等の汚水処理施設の整備を促進します。
宍道湖流域下水道整備事業 〔担当課〕下水道推進課	宍道湖・中海の水質保全と流域における生活環境の改善を図るため、宍道湖流域下水道の施設整備を計画的に行います。
市町村下水道整備支援事務 〔担当課〕下水道推進課	市町村下水道の基本計画の策定支援や公共下水道の支援等を行い、地域に適した経済的な下水道の整備を促進します。
農業集落排水施設の整備事業 〔担当課〕農村整備課	農村地域において、農業用水や公共水域の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水施設の整備を促進します。
漁村環境整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課	下水道や集落道、広場等の整備により漁村の生活環境を快適かつ安全にします。
県営住宅整備事業 〔担当課〕建築住宅課	老朽化した住宅性能水準の低い県営住宅の建替・改善を促進することにより、子育て世帯や高齢者世帯等の多様なニーズに対応すると共に、安全で快適な居住環境を整備します。
住まい情報提供事業 〔担当課〕建築住宅課	インターネット、紙媒体等による情報発信により県民の住まいに関する意識の向上と啓発を図り、良質な住宅整備を促進します。
人にやさしい建物づくり推進事業 〔担当課〕建築住宅課	建築物の建築計画における法令等の基準適合審査または指導・助言により、高齢者、身体障害者など身体機能上の制限を受ける人の行動を妨げることのない建築づくりを推進します。
公営水道施設整備促進事務 〔担当課〕薬事衛生課	安全で安心できる水道水を県民誰でも享受できるように、水道未普及地域解消に向けた市町村の水道施設整備を支援します。
県営水道用水供給事業 〔担当課〕企業局施設課	平成 23 年度の供用開始を目指して尾原ダムを水源とする斐伊川水道を建設するとともに、既存の水道用水供給施設の老朽化・耐震化対策を実施します。

施策 II-5-6	地域コミュニティの維持・再生
--------------	----------------

目 的

行政や地域住民に加えて、NPO など地域の内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。

現 状 と 課 題

県内の中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手が不足し、冠婚葬祭など日常生活における相互扶助や、農地の維持管理などの共同活動の維持が難しくなっています。

県民が、住み慣れた地域で安心して生活していくために必要となる集落機能の確保には、その基礎となる地域コミュニティの維持・再生が必要です。

地域コミュニティの活動には、地域住民だけでなく、NPO や関係団体など地域の内外から多様な主体が参画することが重要です。

都市住民と中山間地域の意義や価値観を共有しながら交流することにより、地域の再生に取り組むなど、総合的に施策を展開していく必要があります。

取 組 み の 方 向

中山間地域を中心として、多様な主体が参画して行う地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを支援します。

農山漁村民泊や農林業体験などを推進します。

地域課題の解決や地域の活性化のため、地域の資源を活用して継続的に行う民間団体やグループの取組みを支援します。

農地・水・環境の保全・向上に向けた取組みを通じて、都市住民等の協力を得ながら地域を支える仕組みづくりを促進します。

活力や機能が低下した集落を含めて、環境・福祉・文化・産業等を総合的、かつ、広域的に補完できる新たな仕組みづくりを促進します。

農業生産や農地の維持のみならず生活維持等の機能を有する地域貢献型の集落営農組織の新規設立と機能強化を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
地域コミュニティの再生に取り組む市町村数	5 市町村	→	21 市町村
地域貢献型集落営農組織数	0 組織		200 組織

地域コミュニティの維持・再生に取り組む市町村数で、全市町村が取り組むことを目指します。地域貢献型集落営農組織とは農業のみならず農村社会維持を目的とした農業外の分野にも取り組む集落営農組織です。なお、集落営農組織とは、集落など地縁的まとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動組織です。平成 20 年度から実施する「地域貢献型集落営農確保・育成事業」等の活用を踏まえて目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
中山間地域活性化重点施策推進事業 〔担当課〕地域政策課	中山間地域活性化計画に掲げる重点施策（重点テーマ）を推進するために市町村が主体的・積極的に実施する事業を支援します。重点施策に関する事業への補助事業のほか、駐在職員の配置など総合的な支援を行います。
地域づくり支援事業 〔担当課〕地域政策課	地域課題の解決や地域活性化に向けた実践的な活動を支援するため、県内の民間団体やグループ、企業等の活動に対して一定の経費を助成するほか、「担い手」を育成するために、交流・ネットワークづくりの場の提供、スキルアップするための機会の提供や情報発信を実施します。また、田舎ツーリズムによる都市と農山漁村の交流を推進し、地域づくりを支援します。
中山間地域研究センター事業 〔担当課〕地域政策課	中山間地域専門の総合研究機関である島根県中山間地域研究センターにおいて、中山間地域における現状と課題を把握した上で、今後の施策の発展方向を地域現場での実践を通して研究し、具体的な支援施策の提言や住民への研修、総合的な情報提供を行います。
農地・水・環境保全向上対策事業 〔担当課〕農村整備課	農家だけでなく非農家等も含めた地域住民による農地、農業用排水路、農村環境を守っていこうとする活動を総合的に支援し、地域協働活動の新しい枠組みづくりを促進します。
地域貢献型集落営農確保・育成事業 〔担当課〕農業経営課	農地の維持、経済の維持、生活の維持、人材の維持などに取り組む「地域貢献型集落営農」の新規設立及び機能強化を行い、本県農業の維持・活性化を図ります。

